

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザは、学校において予防すべき感染症であり、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の措置をとることになっております。医師の登校許可が出るまでは、十分に療養してください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校の際は、速やかに下記の「インフルエンザによる治癒報告書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、登校再開後 1 週間以内に、担任までご提出ください。

【添付書類】

※生徒氏名、受診日、インフルエンザの罹患が証明できるもの（コピー可）

（例）抗インフルエンザウイルス薬の服薬説明書・薬剤処方箋、インフルエンザ抗体検査結果
診療明細書 等

※添付書類においてインフルエンザの罹患の確認が困難な場合は、別様式「治癒証明書」に医師の証明を受けて提出していただきます。

インフルエンザによる出席停止届（治癒報告書）

HRNO _____ 氏名 _____

1. 診断名 _____ 型

2. 診断日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
(診断を受けた日)

3. 期間 上記疾患について、
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）から（早退した日を含む）
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）まで 休養を要し
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）より登校可能と指示されました。

4. 医療機関名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印